精神障害者医療費助成事業 本人の所得制限基準額

A : 扶養親族等の数(税法上の扶養親族)

B ①:所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族(70歳以上)

②: 特定扶養親族(19歳以上23歳未満) ③: 控除対象扶養親族(16歳以上19歳未満)

(単位 : 円) 2人 3人 5人 В 0人 1人 4人 0人 1,695,000 1人 2,075,000 2人 2, 455, 000 3人 2,835,000 4人 3, 215, 000 5人 3, 595, 000

本人の前年の所得額と、A扶養親族等の数及びB [①70歳以上の同一生計配偶者・老人扶養親族 ②特定扶養親族 ③控除対象扶養親族] の数に応じ、旧国民年金法施行令に定める老齢福祉年金の支給の制限額と対照し、制限額を超えた場合には、助成の対象となりません。

前年の所得:1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前前年の所得。

扶養親族等:所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び控除対象扶養親族。

精神障害者医療費助成事業 扶養義務者等の所得制限基準額

A : 扶養親族等の数(税法上の扶養親族)

B : 老人扶養親族の数

						<u>(早12 · 円)</u>
A	0人	1人	2人	3人	4人	5人
0人	6, 387, 000					
1人	6, 636, 000	6, 636, 000				
2人	6, 849, 000	6, 909, 000	6, 909, 000			
3人	7, 062, 000	7, 122, 000	7, 182, 000	7, 182, 000		
4人	7, 275, 000	7, 335, 000	7, 395, 000	7, 455, 000	7, 455, 000	
5人	7, 488, 000	7, 548, 000	7, 608, 000	7, 668, 000	7, 728, 000	7, 728, 000

(出任 • 田)

配偶者又は<u>扶養義務者</u>がある者が助成を受ける場合で、当該配偶者又は扶養義務者で主として精神障害者の生計を維持する者(以下「扶養義務者等(拡)」 という。)の<u>前年の所得額</u>と、当該扶養義務者等(拡)の<u>扶養親族等</u>[A]の数及び<u>老人扶養親族</u>[B]の数に応じ、扶養義務者等(拡)の所得が旧国民年金法施 行令に定める老齢福祉年金の支給の制限額を超える場合には、助成の対象となりません。

> 配偶者:婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。 扶養義務者:民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者。

前年の所得:1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前前年の所得。

扶養親族等:所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び控除対象扶養親族。

老人扶養親族:控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の者。